

求ム!!

国東の新たな特産品!!

国東市商品開発・改良支援補助金

国東市の
新名物特産品を
作ってみませんか？

特産品やお土産の
開発・改良に、

最大30万円の
補助(補助率2/3)が受け
られます！



この補助金は...

- ・新商品開発や既存商品の改良を支援します。
- ・国東産の農産物を使ったり、
国東のお土産になる商品が対象です。

例えば、こういった場合に使えます！

試作品の製作

- ・新しい味の開発、既存商品の改良、アイデアを形にしたい ...等



パッケージの変更

- ・デザインを一新して、ブランド力、販売力UP！



専門家への謝金

- ・専門機関での検査や調査、アドバイザーへの謝金に



WEBサイトの制作

- ・ホームページ作成委託費用やシステム導入費用 ...等



補助金額

最大30万円

※対象経費の2/3

応募締切

令和9年1月8日(金)

※予算に限りがあります。お早めに相談を！

お問い合わせ

国東市役所 観光・地域産業創造課
産業創出係 Tel:0978-72-5183

☆詳細は裏面に



国東市商品開発・改良支援補助金について

活用できる商品開発・改良について

- ・この補助金の対象となる「商品」とは、広範囲かつ様々な手段の販路が見込まれる物のうち、市内で生産・収穫された資源を活用して製造された物又は市の特産品となる物です。
- ・この「商品」の新規開発や、改良にかかる経費を補助します。

補助金の対象者

下記のいずれにも該当する者。

- (1) 市内に事業所がある法人又は個人で、商品の製造や販売を行っている者又はこれから行う者
- (2) 開発・改良する商品を複数年にわたり継続的に製造及び販売する計画があること
- (3) 商品の販路拡大に意欲を持って取り組む事業者であること
- (4) 補助金交付対象者の認定を受けた日の属する会計年度の末日までに商品化できること
- (5) 市税等の滞納がないこと
- (6) 暴力団員等でないこと

対象経費

- (1) 専門家、アドバイザー等への謝金
- (2) 専門機関等へ各種検査・調査を委託する際の委託料
- (3) 試作品の製作を他者に委託する場合の委託料。ただし、販売を行うものは除く
- (4) パンフレット、チラシ、パッケージ等のデザイン制作料
- (5) パンフレット、チラシ等の印刷費
- (6) 試作品の制作に係る原材料費。ただし、販売を行うものは除く
- (7) 試作品の製作に必要な機械等を借上げるために要する賃借料
- (8) WEBサイトの編集にかかる経費

※ただし、下記に定めるものは補助対象経費から除きます

- (1) 消費税
 - (2) 他の制度により補助金等の交付を受けたことがある経費又は受ける予定がある経費
- ※補助金の交付決定後に、契約等により発生した経費のみが対象となりますのでご注意ください。
※新商品の開発または既存商品の改良を行うことが前提の助成となります。

補助金額

- ・対象経費の3分の2の金額で、最大30万円です。1,000円未満の金額は切り捨てます。
- ・ただし、対象経費の (2)専門機関等へ各種検査・調査を委託する際の委託料 に対してのみ、補助金額の上限を10万円とします。

その他注意事項

- ・この補助金の予算には限りがあります。予算が無くなり次第、受付を終了させていただきますので、活用をお考えの場合はお早めにご相談ください。
- ・対象経費の合計額が5万円未満である場合は対象外となります。
- ・過去に本補助金や同種の補助金を受給された事業者様であっても、申請自体は可能ですが、採択の優先順位に影響する場合があります。

お問い合わせ

国東市役所 観光・地域産業創造課
産業創出係
〒873-0503 国東市国東町鶴川149
Tel:0978-72-5183 Fax:0978-72-5182



HP 2次元コード